

午前11時25分再開

○議長（浜崎晋一君）再開をいたします。

引き続き、一般質問並びに議案に対する質疑を行っていただきます。

3番前住孝行議員

○3番（前住孝行君）（登壇、拍手）皆さん、こんにちは。3番、前住孝行です。

国道沿いに咲き始めた梅の花に目を奪われ、明日には多くの中学校で卒業式が挙行されると思います。あらゆる校種で卒業生、または退職される方々は春から新しい生活のスタートが始まります。甲辰の年は、努力してきたことが飛躍する年だそうですので、さらなる活躍を期待いたします。

さて、3日日曜日に、若桜の保健医療を考える集いが開催されました。「笑って元気なこころとからだ みんなでささえあう健康づくり」と題して、コンとや漫才、講演などが行われました。その中で、鳥取大学医学部医学教育学部分野講師の杉原誉明先生の講演を聞きました。医学部の1年生をサマーキャンプに誘うと、10人定員に20人集まり大盛況だったそうです。若桜町でキャンプをしながら、吉川集落の高齢者とそば打ちをして交流をしたり、若手事業者の話を知ったりして、中山間地域を丸ごと知ってもらおう取組をされていました。こうした取組が中山間地域の医師不足の課題を解消し、地域医療確保につながればと考えながら講演を聞かせていただきました。

前置きが長くなりましたが、大きく2点、順に質問させていただきます。

まずは、伝統的建造物群保存地区の保存・活用についてです。

11月定例会の一般質問前に、乞う御期待的に話させていただいた内容になります。令和3年8月に若桜町の若桜伝統的建造物群保存地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。選定される以前から町議会議員として様々な先進地の取組を調査してきましたが、その中の一つに若桜町が交流をしている同じ読み方の福井県若狭町の熊川宿伝統的建造物群保存地区などは、多くの観光客が訪れており、その地域の暮らしに触れながら散策し、往年の繁栄をしのぶ町並みに懐かしさを感じながら何か癒やされる、そのような雰囲気がありました。現地を歩いてみて、一番に感じ

たことは無電柱化されており、視界が開け、散策しやすいということでした。

そこで、県内の伝統的建造物群保存地区を巡ってみました。大山町所子伝統的建造物群保存地区、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区を実際に散策してみますと、時間が何だかゆっくりと流れているような不思議な感覚に陥ります。多くの観光客が散策されており、観光地としてのポテンシャルを十分に感じました。

大山町所子の保存地区では、私有地に電柱が建てられているところが多く、比較的道を邪魔するような電柱は少なく、通行のしにくさはあまりありませんでした。しかし、景観に配慮した結果だと思われそうですが、とても高い電柱となっていました。万が一、地震や暴風、着雪等で電柱が倒壊したときの建造物への被害が心配になりました。

また、倉吉市打吹玉川の保存地区では、多くの観光客でにぎわい、様々な歴史、文化に触れようと思いいに散策されていますが、道に電柱があるため、車の通行にも注意しながらの観光となり、電柱がなければもう少し安全に散策できるのではないかと感じました。

また、今はスマートフォンなどを使って、多くの観光客が写真や動画で観光地の風景を保存しています。歴史的な町並みが売りの地域であり、その中に電柱や電線はないほうが訴求効果は高いと思います。昨年、秋に長野県の白馬村で白馬三山の赤い朝焼け風景を撮ろうとされていた先輩議員が電線を避けようと位置を変えている間に、その朝焼けが終わってしまって、残念がっておられることを、昨日のように思い出します。プロの撮影も宣伝するには必要ですが、身近な方のSNS投稿などもかなり重要な宣伝効果となり得ます。このようなことから、伝統的建造物群保存地区において、観光面からも、安全面からも無電柱化を進めていく必要があると考えます。

歴史的な町並みの保存及び活用に当たっては、市町村が保存条例に基づき保存活用計画を立てて、その計画に沿って整備していくこととなりますが、保存地区内に県道が入っていることもあります。今後、県としても無電柱化を含めた整備を進めるための協力をしていただければと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、災害時の情報共有。①情報共有システム

の活用についてです。

台風7号災害後に、佐治川に沿って、佐治ダムまで調査に伺った際、合併前にこのような規模の災害があった場合、橋も流され、道路も流されて、車の行き来が難しくなり、佐治村役場では災害対策本部を設置することは難しかったのではと思いながら対岸から視察しました。想定を超えるような災害が起きる中、今以上にできることは何だろうと考えていたとき、消防署に勤める大学の後輩から、総務省に出向していたときに、市町村の災害対策本部や都道府県、国との情報を共有できるシステムの構築に取り組んだが予算化されなかったという話を聞きました。台風7号災害のこともあったので、災害発生時に必要な情報を迅速、かつ的確に把握し、必要な支援につなげていくため、県と市町村等の行政間で共有するようなシステムが必要だと考え、知事要望を準備していたところ、1月1日の能登半島地震が発生しました。

後輩から話を聞いて、イメージしていたこととしては、災害対策本部のホワイトボードで情報共有をされている災害情報など映像で確認できたり、被災現場の状況なども、写真や動画などで確認できたりするようになれば、現場対応に追われる市町村からの情報を待つことなく、迅速なサポートへつながると考えます。これまではリエゾンと呼ばれる人的派遣で警察や消防など、情報を取りに行かないと分からなかったことも、仮に行けない場合でも情報共有できますし、記録としても残り、今後の検証にも役立ち、次へのさらなる対策へつながると考えます。また、来年度、県内全市町村において、災害時の災害者情報などが管理できる国の被災者情報管理システムを一斉導入し、順次運用するとの報道がありました。このことにより、漏れなく被災者情報を管理し、迅速に復興対応に当たることができる取組で期待するものでもあります。

県と市町村が連携して、災害に係る様々なDXの取組を進めていただいているところですが、災害が激甚化、広域化する中、災害時の広域的な応援活動を円滑に行うためにも、情報共有システムの構築に当たっては、市町村だけでなく、消防、警察、自衛隊等の関係機関との情報収集や情報共有が図れるように整備していくことが必要であると考えます。今後、市町村以外の防災関係機関と

の情報共有について、情報共有システムの活用を検討されてはと思いますが、知事の所見を伺います。

さらに、②避難行動要支援者個別避難計画の運用についてです。

個別避難計画策定については、2021年の災害対策基本法改正で、市町村の努力義務となりました。本県の個別避難計画策定の状況について伺ったところ、2月1日現在で、要支援者3万1,654人に対して、30.7%の9,728人分の計画策定にとどまっているとのことでした。避難行動要支援者の命を救うためには、平時から個別避難計画の作成を軸にしながら、地域で支え合う仕組みをつくっていくことが重要であると考えます。また、要支援者の個別避難計画において、災害時に自ら避難することが著しく困難である者で、避難支援が必要な対象者について名簿が作成されています。しかしながら、個人情報保護の観点からか、災害時において動いてもらえるべき支援者側に名簿が出せていない場合があり、いざというときに必要な方に支援が届いていないという声があります。これについて、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の第21条2項に、避難行動要支援者本人の同意を得、支援者ごとに支援のための計画を作成するようにとあり、避難行動要支援者が、その特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をすることができるよう、個人情報の部分は避難行動要支援者本人の同意があれば提供が可能であります。

こうした現状を踏まえ、避難行動要支援者に適切な支援が届くために、適切な運用が行われるよう、さらなる周知が必要であると考えます。また、周知以外にも何か課題があるのであれば、そこも踏まえて、知事の所見を伺います。

以上で登壇での質問といたします。

○議長（浜崎晋一君） 答弁を求めます。

平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇） 前住議員の一般質問にお答えを申し上げます。

議員のほうからお話がありましたように、梅の花が咲き誇る季節になり、そして、卒業式、新しい旅立ちということになってまいりました。先般、前住議員におかれましては、町村議長会のほうで表彰を受けられましたこと、心よりお喜びを申し上げます。山根議長や河上議員はじめ、

多くの皆様が見守る中で、そうした晴れの日を迎えたわけですが、そういうふうにながれそれぞれ年輪を重ねていく、そんな季節になったのかなというふうに思います。

そういう中、杉原先生のほうで、このたび御講演をされたということではありますが、中山間地の医療の問題というのは大変に厄介であり、新年度の予算の中にも確保に向けた市町村の取組を応援する、そういう資金的なことも含めた今回予算を提出させていただきました。吉川で医療学生の方々がサマーキャンプを張られるなどすれば、江府町のほうでも実はそういう状況が生まれていまして、親しみを持ったところに、では、診療所に行ってみようとか、それから、そうではなくても、例えばこれから遠隔医療などもだんだんと普及してくるはずでありまして、そういう意味で医療のサポート体制につながっていくのではないかなというふうに思うわけでありまして、吉川は、その木がすばらしい木で育っていまして、豊明殿の材木としても使われたということでありまして、そういうところだからこそ、栄え行くのかもしれない。先ほど木の得たお話がございましたが、木の栄達でございまして、吉川を中心に若桜もそういう森林とともに伸び行く、そういうところではないかなと思います。

伝統的建造物群保存地区につきまして、無電柱化を進めるべきではないか、そのお話がございました。これにつきましては、議員も振り返って、町議時代のお話も交えてされてはいたけれども、平成19年に若桜地区のまちづくりの協議会が誕生をしまして、何とかこのすばらしい仮屋通り、こうした町並みを後世へとつなげていけないか。さらに、それを観光素材として活用できるのではないかな。そういうことになりまして、その後、町のほうで調査を始められ、すばらしさの検証ということには実は県の教育委員会も含めて、当時協力をさせていただいたわけでありまして、平成30年に伝建地区の保存条例が町のほうで誕生したことを一つの指標としまして、令和3年に晴れて重要伝建群として指定されるに至りました。この快挙は、私ども県内で言えば白壁土蔵群、それから、大山の所子に次ぐ3つ目の快挙ということになったわけでありまして、実際、その後もまちづくりも大分変わってきたと思います。最近も豚カツの新さん

が開業をされたり、それから、昭和小もちゃ館であるとか、この辺が鶴瓶の番組でも取り上げられていました。おもちゃ館のみならず、お茶を出すお店、これもUターンですかね、来られた方のお店も登場してはいて、鶴瓶がいろいろとそれをいじっておられましたけれども、そんなことで、まちが輝きを持ってきたのではないかなと思います。

ただ、防災のこともありますし、あと景観のことも重要だと思います。そういう意味で、電線地中化というのは選択肢として当然考えられるべきものではないかなと思います。これにつきましては、いろんな手法が考えられるわけでありまして、平成28年に電線の地中化を推進する法律が誕生をしまして、本県でも令和3年に無電柱化の計画をつくらせていただきました。それによりまして、防災上の観点だとか、それから景観の観点、これも実はその中の一つの項目として明記をさせていただいております。過去、こうした無電柱化を進めて、まちづくりを活発にした好例が鳥取市の鹿野町と言われています。これはお祭りが栄えるような、そういうまちにしようではないかと、その意味で、電柱がないほうがいいのではないかと、これは景観のまちづくりの手法で電柱の地中化を進めていかれました。今お気づきと思いますけれども、このかわい、鳥取市のほうで山手通りの辺り、これも電線を地中化してはいて、言わば鳥取城跡との景観の調和を図ろうということでありまして、これも景観まちづくりの手法で実現をしてこられたものであります。

また、道路事業的にやる手法もあって、それは先ほど申しました県のほうの計画などに基づいて、電線の地中化を進めていくものであります。こういう景観の観点でいいますと、大山まきばがございまして、あそこが県道で、あれはずっと山を上げて牧場のほうに行くわけでありまして、あそこも電線を地中化してはいて、これはそうした無電柱化の計画事業として採択をしてもらって進めたものでありまして、こういうような手法もあります。いろんな手法がありまして、どうするかなということだろうと思います。

議員がおっしゃるように、若桜の街道筋の辺りには県道で若桜停車場線、それから、若桜湯村温泉線、この2路線がつながるような形、ちょっと

組み合わせるような形であります。ただ、実は、その前後といいますか、回り中、今度町道でありまして、ですから、無電柱化を進めるとしたら、やはり町道だ、県道だという話ではなくて、多分面的にしなければいけないのではないかなという感じもいたします。大山まきばのところは、あれは県道しか当然ないので、県道の事業でやればいかもかもしれませんが、やはりそうした意味で、まちづくりとしてアプローチをした鹿野とか、あるいは鳥取城跡の辺り、それと似ているのかなとも思います。いずれにせよ、そういう意味で、町のほうでこういう電柱地中化に向けたまちづくりについての計画を、まずはつくってもらいながら、そこに道路管理者として県も関わっていくということになりましょうし、実は電線の地中化が必ずしもはかばかしく進まないのは、あれは当事者は電力会社とかNTTでありまして、我々行政とは違うところがやはり絡んでいます。その人たちも負担金を払わなければいけないのですね。ですから、そうした方々との関係もありまして、やはりまずは合意形成を若桜町のほうで図っていただければ、我々としてもしっかりと参画をしていけないかと考えております。

次に、情報共有システム、災害につきましてお尋ねがございました。

この情報共有システムの活用をぜひ関係者と一緒に図ってはどうかと、こういうことであります。

防災に明るい前住議員らしく、我々もやり慣れていますけれども、例えばホワイトボードを活用するとか、情報をどういうふうにまとめていくかというのを役場もしますし、県もしますし、恐らく自衛隊をはじめ、いわゆる実動部隊と言われる人たちもやっています。ただ、これがそれぞれに、言わばお家芸で発達してきているわけですね。私も県では当然そういうこともやりながら、片方で、例えば河川系についてはデータベース化したり、また、地図情報とのドッキングをしたり、いろいろバージョンアップを図ってきていますけれども、それぞれが実はばらばらになっていると。ただ、実際の災害の実務としては、この橋がどうだというのであれば、この橋が例えば落ちたとか、あるいは橋の回りにせき止められて水があふれかえったとか、その現物、事実というのはたった一つであります。それを恐らく関係機関で情報を総

合しながらどういう状況かというのを判定し、これで、では次の手を何考えようかと、例えばここに応急復旧をかけるとか、それから、橋が落ちたということであれば迂回路を考えると、水があふれかえって、家の中入ってきたというのだったら、そちらのほうの救助に向かわなければいけないかもしれない。こんなようなことが、いろいろと展開されなければいけないので、まずはその基点となる情報をまとめ上げていく作業が必要になります。こういうのを電子的手法、デジタルでマッシュアップと言われる手法を用いて、情報を統合していくという機能が働けば、非常に効率的で、機動的になるのではないかというふうに考えます。

そういう意味で、今回防災DXを広島県と一緒につくらせていただきたい、提案をいたしましたところであります。これが完成しますと、電子地図、GISの手法を持ち得てプロットしていくことがまずございます。それから、従来ホワイトボードで書いていたような情報を貼り付けていく作業、こういうものも避難情報だとか、あるいは災害情報など、図面上にも表示をしていくと。これをクロニカルに時系列で、例えばこの川がどうなったかというのを時系列でやっていくと、今まではそこにぺたぺた貼り込んで、ホワイトボードで処理していたという感じですが、それを何だったら過去どうだったかというのを、また参照することもできる。こんなような機能を搭載しています。さらに、避難指示であるとか、そうしたことを市町村のほうで役割がございしますが、それをサポートする意味で、あらかじめプリセットした基準というものがあれば、それを超えていくともうこの情報レベルですと、避難指示ですととか、そういうのが出るような仕組み、そして、毎朝皆さん大騒ぎして作業しますけれども、そういう避難だとか、あるいは災害の被害状況、これを総括したようなペーパーづくり、これもシステムでできるようになると。そうすると大分合理的な本当に大切な救助作業だとか、あるいは支援物資の手配だとか、それから、関係者でいろいろと調整をしながら、その後の体制運用、部隊運用を考える、そっちのほうに集中することができるようになりますし、判断も早くなるのではないかということです。

これは、県と市町村が共同で使えるシステムに

基本的にはしていますので、そうであれば、若桜町と八頭町で、この川筋で情報共有をすることは当然できるようになるということです。我々も広島と情報共有をすることは当然できるようになると。さらに、実は3月5日の日に実動部隊の皆さんとも協議をしたときに、私からも申し上げたのですけれども、できればこういう情報システムをつくるので、それを皆さんのほうと共有させていただけるようにしていただけないかということも申し上げました。実はそれぞれに機密があるのですよね。特に自衛隊だとか警察だとか、ですから、情報を簡単に共有することはなかなかハードルが高いかもしれません。しかし、私どもの持っている情報の端末を、例えばそちらの組織のほうに置いてもらって、それで、その情報を見て、一緒に同じ情報で判断すること、さらに言えば、可能であればそこにそちらの組織で持っている重要な情報は入れていただいたり、あるいは我々が出した情報を訂正していただいたりというようなことを、権限を与えて端末を操作してもらうことはできるのではないかなと思うのですよね、理論的には。ただ、それは制度的に可能かどうかというハードルはあるかもしれませんけれども、いろいろと工夫をして、それで、災害対策の合理化を図っていけないだろうか、今こんな実は投げかけをしているところであります。

次に、個別避難計画の策定につきましてお尋ねがございました。

これに向けて適切な個人情報の保護と調和した体制というものを、そういうものを考え、周知していくことが必要ではないかと、こういうお尋ねでございます。令和3年に災害基本法が改正をされて、個人個人、特に要支援の方、こういう方についての避難計画というのを個別に設定をする。それが市町村のほうの責務ということになってきました。現在のところ、今、それは3割ぐらいできたということですが、本県の場合はこれと合わせて、支え愛マップというのを実は推奨して実務的に始めてつくって来ました。これは3分の1ぐらいのところできているのですけれども、例えば智頭町さんでしたら、もう7～8割ぐらいは完成しています。ですから、それも実は個人個人の個別支援計画、その避難計画と完全にオーバーラップしてしまっていて、ですから、そうい

うものも活用できると思います。

いずれにいたしましても、法律上そういう義務づけもできましたので、これは今、市町村のほうでやってくださいということを、我々も促しているところがございますし、我々も協力できることをいろいろとやっつけていこうとしているところがございます。

実は、議員がおっしゃった個別の避難計画などをつくるに当たりまして、これを民生委員だとかと共有して、実際避難救助に当てていただくためには情報共有を図らなければいけない。そのときに個人情報の法案がかかると使えないということの問題がありました。私ども中部地震の後に、平成29年に防災危機管理条例を改正させていただきました、ここで、それぞれの市町村が個別に条例をつくる、または個人の了解を取る、これによって個人情報の提供ということは可能ですよという条例の定めをさせていただいております。その後、令和5年に個人情報保護法が改正されました。そのときに防災関係については、この防災のほうの災害対策基本法のほうが優先適用されますよということも法律上定められました。それによって、災害対策基本法と連動させていくと、我々が平成29年に条例で定めたものと同じような法体制ということになりました。したがって、それぞれの市町村のほうで条例をつくっていただければ完全にそこが提供可能になりますし、また個別に了解を取るという手法、これは実はやっているところもありますので、そういうのも有効だということになります。

現状、2つの自治体で既に条例を制定していただきました。それから、今、八頭町を含めて3つの自治体で条例に向かっておられます。徐々にこういう形で情報提供が可能なような形になってきておりますけれども、ぜひその促進をさらに図っていければというふうに思います。

また、これにつきましては、支援を受けられる方のほうで、市町村のほうに要請していただきまして、個別支援計画をつくっていくということ、これによって支援者側のほうに情報提供も可能にしていくことも当然ありますので、そうした手法も組み合わせを進めていただければよいのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、まだまだこの分野は

全国的にもそうですけれども、本県もまだまだあまり完全には進捗していないところでありまして、今回の能登半島地震、この災害の実情を教訓として、さらに加速をしてみたいと思います。

○議長（浜崎晋一君）3番前住議員

○3番（前住孝行君）無電柱化について質問をさせていただきました。この質問は、以前、福田県議も質問をされて、内容と重なると思います。あくまでも市町村側が進めていく事業であります。知事の協力いただけるという言葉がいただければ、市町村の首長も力強く事業を進めてくださると思いますので、確認の意味での質問とさせていただきます。

また、防災関係の機関との連携についてですけれども、これまでも警察、消防、自衛隊などの関係機関との連携は十分になされているというふうに思っております。それぞれのシステムでの対応をとということ、知事の答弁でもありましたけれども、進められていると思いますが、代表質問の中でも知事が答弁されました。小さな町村は他市町村で起きた災害に対しての検証を十分にする余裕もなく、人的資源も限られます。県が仲介役となって蓄積されていますノウハウを提供していただくことで、被災自治体の首長も勇気づけられるというふうに思いますので、この関係機関との連携でより初動体制がスムーズに行くのではないかとこのように考えますので、さらなる連携強化を期待いたします。

個別の避難計画策定について答弁いただきました。各種団体の要望の中でも、何団体かで同じように要望としてありました。私自身も近くに住んでおられる独居の方の支援者となっております。その要支援者の方からお願いされて、災害時に、私自身もおられるかどうか分かりませんという前置きをしながらの支援者となっております。先ほども知事のほうも言われましたけれども、要支援者側からも、この個別の避難計画策定に働きかけてもらえたらというふうに思っています。そういったようなフォーマット的なこともあるようですので、双方からこういった策定に向けて進めていけば、本人同意というところの点がクリアするのではないかなというふうに思います。そうすると二度手間が省けるというふうに思いますので、その点の強化も併せてお願いしたいと思います。

それでは、伝統的建造物群保存地区の観光促進についての追及質問になります。

ハイエンド層の観光の受入れ体制について、県議会でも議論がなされています。伝統的建造物群保存地区は、日本の歴史文化を伝えるための重要なスポットとなり得ます。パンフレットを手にすることができるものの、現地の歴史的な背景や観光資源の解説が聞けるような環境整備が必要だと考えます。姫路城や、このたび地域県土警察常任委員会の県外調査で訪れた沖縄県の勝連城跡では、QRコードをスキャンすると、歴史的背景などの解説が聞けるようになっていきます。ガイドツアーで観光ガイドさんをお願いして案内してもらうのが一番ですが、少人数での観光客にとっては、このようなちょっとした工夫を凝らすだけで、より観光地を知ってもらえ、満足度も上がるのではないかと考えます。そして、うまく体験につなげる仕掛けをしていくことで、観光客によるSNS等でのPRやリピーターの確保につながるものと考えます。よりこうした取組を支援していただければと考えますが、知事の所見を伺います。

○議長（浜崎晋一君）答弁を求めます。

平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇）前住議員からQRコードなどの活用による観光サービスの話がございました。

おっしゃるように、今の時代、みんなスマートフォンを持って歩くようになっています。これはお年寄りも含めて、もうそうやってきたと思います。そのような世の中でもありますので、これを活用してなかなか、例えば案内人がいなくても観光地を思う存分楽しめる、情報も得やすいというように、やはりサービス側としては考えていく必要があるのだらうと思います。例えば岩美町さんでは、28か所ですね、そういうQRコードを貼り付けて、それで、それぞれの観光の魅力というのをざっと見ていただける、そういうように工夫をされておられます。そこも今、若い人がアニメの関係もありまして、就業をされたりということもあるわけでありまして、そういうのは非常にフィットするのだらうと思いますし、鳥取砂丘でもちょっと前に鳥取砂丘ビジターセンターや、あるいはフィールドハウス、それから、我々のこどもの国のところにやはりQRコードを貼り付けまし

て、これで砂丘の生態系とか、いろんな情報を見ただけのようにしたという例もあります。今でもやっていて、最近だんだん凝ってきまして、米子城のところではVRとかAR、これを使えるようにされたわけです。これで実際行ってみると、今はない米子城が見えるというようなことになったり、そうやって米子城をもう少し楽しみやすくしようというような工夫を始められています。

また、今シーズンですね、JTBさんのほうで企画を出されまして、それで実施されたわけですが、水木しげるロードがございまして。あの水木しげるロードで500円だか、ワンコインのちょっと料金はかかるのですけれども、それで、アプリを搭載してもらいますと、その水木しげるロードで、例えば夜のロードを歩くと、そうすると鬼太郎の音楽が聞こえてきて、げたの音が鳴るとか、それからまた、カメラのモードにすれば妖怪と一緒に記念写真を撮れるとか、それがうれしいかどうかはともかくそういうふうな形で、いろいろと楽しめるというようになるわけでありまして、こういうような新しい試みも今いろいろと展開をされてきています。

そんな意味で、若桜宿も同じようにいろいろと見どころもありますし、ストーリー性というものを感じていただけると、また、インバウンドも含めて旅の魅力は広がるはずで、先ほど申しました岩美町におきましても、日本語だけではなくて、英語だとか韓国語でも見られるようになっていまして、このようなスタイルがこれからのスタンダードになってくるのではないかと思います。県のほうでも、そういう新しい観光地づくり、この支援メニューをつくらせていただいておりますので、また、いろいろと地元と協議してまいりたいと思います。

○議長（浜崎晋一君）3番前住議員

○3番（前住孝行君）一昨日、県の商工会連合会さんとの勉強がありました。その中で、サイクルツーリズムにおけるインバウンドの多言語化対応について質問をさせていただきました。その答えに対しまして、ホームページの開設とかマップ作り、翻訳アプリなどの対応を進められているということでした。まだまだ中山間地まで及んでおりませんので、そういった多言語化に対応しようとすると、翻訳していただける人材というのも必要

となってきます。そういったことをもう依頼するとなるとお金が発生してきていますので、何とかそういったところで、県におられる人材で協力していただける方があれば、安価でできるかなというふうに思ったりもしますし、併せてお願いしたいというふうに思います。

次に、災害時の情報共有についての追及質問に入ります。地域県土警察常任委員会の県外調査で、沖縄県の首里城の防災対策を調査いたしました。首里城は、国、県、教育委員会及び市が所管しているエリアが細かく分かれており、いざ、火災となったときは、それぞれが連携して対応するよう、現在システムを構築されているところでした。また、毎月1回開館前に防火訓練をされ、毎回細かく訓練内容を検証してマニュアルを更新しているということです。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例第10条（2）にも定期的に訓練等を行うようになっています。県として、この情報共有システムの仕様の検証及びシステムを活用した定期的な訓練等について、どのように取り組まれるおつもりか、知事に伺います。

○議長（浜崎晋一君）答弁を求めます。

平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇）前任議員から重ねてのお尋ねがございました。やはりシステムは新しいものですし、せっかくなつくっても使われなくては意味がありません。しかも実はこれ当事者が多いシステムでして、市町村のそれぞれの担当者だとか、我々、消防やら警察やら、自衛隊も含めて、これを活用してもらえないようにならないかなと、今お願いもしているのですけれども、そういうような関係者がいろいろとこのシステムを理解をして、使いこなしていただくことが必要です。

そういう意味で、従来の防災訓練だとかとは若干タイプが違うかもしれませんが、図上訓練的なところからまずは始めるのかもしれませんが、大体、まずは予算を成立させないといけません。予算が成立して、着手していくと。広島県との共同作業になりまして、それを進めていって、早ければ7年度に使えるようになるかもしれない。そうであれば、ある程度システムが構築できて、供用するまでの間に、こうやって使いましょうというふうなテストなり、それから練習といいますが、

そういうものがあってしかるべきだと思っております。

また、供用された後、このシステムを活用しながら、実際、災害時にこうやって情報の統合、マッシュアップを行っていくと。それをさらに使いこなして、災害状況を判断して、これに基づく次の手を講じていくと。こういうような意思決定過程に至るまでも含めて、やはり訓練をやる値打ちは当然出てくるだろうと思えます。そうした意味で、従来の防災訓練にもう一つ加えていく必要があるのかなと思っております。

実は今、全国的にいろんな防災情報システムが出来上がってきているのですけれども、それと、国のほうは国のほうで、今、こういう自分たちのシステムを持っていると。これをつなぎ合わせるようなプラットフォームというのを今内閣府やデジタル庁のほうで考えることになりました。ただ、まだちょっとその詳細は正直分かってなくて、どうなるのかというのに我々もフォローして注目していきたいと思えますが、私どものそうしたシステムが出来上がって、それが何らか国のシステムとつながっていけることになれば、多分、全面的にはなくて、データの流通ぐらいではないかと思うのですが、そういうことになれば、これでまた実動部隊の皆さんと情報をまとめ合わせていく、あるいはお互いに参照していくということもできるようになるかもしれません。ちょっとこれは将来像なので、まだ不確定ですけれども、そういうことも含めて、新しい仕組みを使いこなしていくというような訓練が大切ではないかと思っております。

○議長（浜崎晋一君） 3番前住議員

○3番（前住孝行君） 19市町村ある鳥取県ですので、毎月1町村ずつしていったら19か月かかるなというふうに思っています、そんなことはしないと申しましたが、個人的には広域的に年3回ぐらいでされるのかなというふうに思ったりもしておりました。実際に災害が起きましたら、そちらのほうに力を注がなくてはならないと思えますけれども、年に1回というふうになると、ちょっと少ないのかなというふうに思ったりしております。

完璧な災害対応というのは限りがありませんが、安心安全な暮らしに向けて、訓練の在り方につい

て十分検討をしていただけたらというふうに思います。

では、さらに追及質問をさせていただきます。

私の身近な警察官も、いざ災害現場で自分の知り得た情報をどこまで対策本部などと連携してよいものか戸惑うことがあり、個人の判断によることになるかと話された方もありました。

このように、個人情報の取扱いについて迷われるのは、この方だけではないと思えます。災害時における個人情報等の利用、提供に係る基準はどのようになっているのか、また、個人情報共有システムを運用するに当たって、災害時の個人情報の取扱いの基準について、改めて周知する必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

○議長（浜崎晋一君） 平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇） 前住議員から、個人情報の取扱いについてお話がありました。

個人情報の提供については、個人情報保護法で制限がございますけれども、事、命、生命、身体、財産に関わるような危急時において、それでほかに取り得る手段がないような、そういうような場合については、69条2項で除外規定がございます。したがって、これは解釈実務としても定着していると思えますが、そういう場合には、情報提供が可能であるということでありまして、ぜひそうしたことを関係者の間でももう一度共有して、特に情報を提供できる、できないで災害対策が止まってしまわないように、周知徹底も図っていただければと考えております。

また、発展して、今回の能登半島の地震でも安否情報、個人の名前を使うわけになりますけれども、それをあえて公開するかどうかというのもまた似たような論点であろうかと思えます。これにつきましても、全国的な運用として、本人同意があればいいですよというのと、それから、こういう場合は、やはり緊急性があるので、本人同意がなくてもということがあります。

実は、我々は市町村と相談をして、今、最終調整中なのですけれども、本県では、同意なくても公表をすると、それによって、いち早く安否の分からない方が本当に御存命でいらっしゃるのか、あるいは災害に巻き込まれているのか、これを判定しやすくしたほうが災害対策としても優位性が



高いのではないかと。我々はそういう考え方で今、最終調整もさせていただいております。

いずれにいたしましても、個人情報のプライバシーの問題、これは重要性も片方であり、片方で迅速で的確な災害対策をして、命を守っていく。これは時折矛盾しがちなところもありますので、ある程度そうした形で事前に整理をしておけるところは取決めを地域としてもやっていきたいと思っております。

○議長（浜崎晋一君）3番前住議員

○3番（前住孝行君）これまでの知事の答弁で、本当に納得するところが多くありました。でも、やはり命より大事なものは無いというふうに考えますので、改めての周知のほうをよろしくお願ひします。

最後の質問に入ります。こうしてあらゆる場面でDX化を進めていくことで、効率化や省力化が図れ、今以上に県民の安心安全につながると考えます。大学の後輩も、私に話した3週間後に新聞報道で予算化されることを知り、喜んで連絡してきました。私に話したので予算化されたと思っているかもしれませんが、そうではないと思います。

再来年度秋には、県の主催で令和7年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練という大規模な消防訓練を鳥取市で計画されているということです。その訓練に向けての励みになりました、大変ですが、頑張りますというふうに話していました。

この訓練こそが防災対策本部、DX機能強化事業による連携システムを生かせる場となると思います。春には、合同訓練の実行委員会が立ち上がるようですが、その訓練の意気込みについて知事に伺って、最後の質問といたします。

○議長（浜崎晋一君）平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇）前住議員から重ねてのお尋ねがございました。

今、緊急消防援助隊の訓練が企画をされておられます。先般、3月5日に実動部隊の皆さんが集まられたときも、東部消防局の鹿田局長のほうから、自衛隊、警察、あるいは海上保安庁がおられる中で、この中四国ブロックの訓練について案内もありました。やはり、今、今回の能登半島の地震など、度重なる災害で緊急消防援助隊の機能というのは高く評価されていると思います。平成7

年に全国的に活動が始まる、発足するということになってきて、県内でも緊急消防援助隊が59隊組織をされています。

今回も1月の発災当初から、これをどうするかというのを私も実はこちらの危機管理部のほうと電話で話をしたりいろいろしたのですが、あのとき、津波注意報が出ました。現に津波がやってきて、正直言うと、豊岡あたりの本来想定された警報地域よりも高めの津波が境港にも来たりしております。そんなようなことで、当時、ちょっと出場できないということで、むしろ待機がかかったような形になりまして、その当日は、緊急消防援助隊のほうの出動は見合わせたところでありました。

その後、向こうに機材も持って行ってやるぞということで向かったわけでございますけれども、鹿田局長もおっしゃっていましたが、やはり、今回、道の状況がよくなって、救助活動で使う、割と規模の大きな車体の車がなかなか進入できなくなって、それで、向かったけれども、やはりちょっと待機せざるを得ないということに、現地の方でそういう状態になったということをおっしゃっておられました。ただ、そんな形で、実は全国からも今回も集結してしまっていて、また、どういうふうに小さめの機材を活用するかというのもこれからのテーマになるのかもしれない。

いずれにいたしましても、例えば、熱海の大規模な土砂災害がありましたが、あのときも緊急消防援助隊が悲惨な現場において多くの命を救出されました。こういうようなこともやはり日頃から訓練を重ねて、スキルを磨いておいてこそ初めてできるものだというふうに考えております。

そんな意味で、今回、再来年度の開催ということになり、多分、秋なのだろうと思いますが、その成功を目指してこれから実行委員会など組織をしていくと思いますが、県も緊急消防援助隊にも直接関わっていますので、ぜひこの成功を目指して関係機関を巻き込んでやっていければと思います。

実は、これはブロックで回っていますけれども、前回、我々に順番が回ってきたのが平成28年でありました。平成28年10月末がその期日としてセットされていました。実は、それは天神川の河川敷でやるはずだったのです。ただ、その直前に地震

がありまして、我々の消防活動自体もそれどころではないということで、やむを得ず、前回は中止のやむなきに至っています。だからこそ、今回、開催に当たりまして、ぜひともこれを成功させて、我々として中四国のそうした統合機能というのを発揮できればというふうに思います。

緊急消防援助隊は、各地から集まってきて、それで部隊を構成します。こういう連携作業というのが重要であり、そこに自衛隊や、あるいは警察や、海保といった様々な機関が組み合わさってやる訓練になります。今日、前住議員のほうからも御提示がございました情報面での訓練というのもこの際、重要になってこようかと思えます。3月5日もその話を申し上げましたが、できればそうした情報面の訓練も含めて、令和7年となれば、システムは完成しているはずでありますので、実りの多い、新しい技術を活用した訓練になればというふうに考えております。

今、プロ野球で活躍している佐々木朗希さんという選手がいらっしゃいますが、この方は、陸前高田におられて、子供のときに津波でお父さんやおじいちゃん、おばあちゃんを亡くされたということでも知られている方です。その佐々木さんがおっしゃっておられますけれども、一瞬にして全てが失われてしまうと。だからこそ、今を生きる私たちは、やれるだけのことをやらなければいけないというふうにおっしゃっています。

そんなような災害の教訓、過去の厳しい教訓も生かして、実りの多い訓練になるように、全力を挙げてまいりたいと思います。

○議長（浜崎晋一君） 暫時休憩いたします。

午後の本会議は、1時30分より再開いたします。

午後0時27分休憩

---